

平成 21 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 21 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性等を測定するために用いる情報					参考となる指標 その他の参考と なる情報										
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方											
情報通信 (ICT政策)	【政策 12】 ユビキタス ネットワークの整備	情報通信基 盤の整備	2011年7月を 目標として、 「いつでも、 どこでも、何 でも、誰で も」使えるデ ジタル・ディ バイドのな いインフラ を実現する ことで、ユビ キタス化を 推進する。	評価方式： 実績評価方式 次回評価実施 年度： 21 年度 （評価対象年 度：19～20 年 度） 評価実施予定 <table border="1"> <tr><td>H20</td><td>-</td></tr> <tr><td>H21</td><td></td></tr> <tr><td>H22</td><td>-</td></tr> <tr><td>H23</td><td>-</td></tr> <tr><td>H24</td><td></td></tr> </table> （第3期基本計 画期間中）	H20	-	H21		H22	-	H23	-	H24		ブロードバン ド・ゼロ地域の 解消	C	ブロードバ ンド・ゼロ 地域の解消	22 年度	ブロードバン ド・ゼロ地域の解 消状況の判断の 目安となるプロ ードバンドサー ビスエリアの世 帯カバー率推計 により本施策の 進行管理を行う もの。	ブロードバン ドサービスエリア の世帯カバー率 推計 (平成 20 年 9 月末 時点約 98.6%)
					H20	-														
H21																				
H22	-																			
H23	-																			
H24																				
地域公共ネッ トワークの全 国的な普及	C	地域公共ネ ットワークの 全国的な普 及	22 年度	地域公共ネッ トワークの全国 整備の実現への 貢献状況を示す 地方公共団体 による整備事 業の実績によ り本施策の進 行管理をする ものである。目 標値は、IT 新 改革戦略に基 づくものである。	地域公共ネッ トワーク整備 に対する支援 の実施状況															

分野	施策		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
	(主要な政策)	下位レベルの施策			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方
	情報通信(ICT政策)	【政策 12】 ユビキタスネットワークの整備			ブロードバンド政策の推進 放送政策の推進 放送のデジタル化の推進			地上デジタルテレビジョン放送受信機の普及世帯数		C

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
					ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数	C	約 2,300 万 世帯	22 年度	<p>国民が広くデジタル放送を享受するためには、ケーブルテレビのデジタル化対応が不可欠であり、その進捗状況の目標値は、「デジタル放送推進のための行動計画(第9次)」(H20.12.1)において、地上デジタル放送について 2011 年初頭までに、ケーブルテレビの全加入世帯において視聴可能とすることを目指すこととされている。</p> <p>【指標の現況】 ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数・・・約 2,120 万世帯(平成 20 年 3 月末現在)</p>	

分野	施策 (主要な政策)		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び目標年度の設定 についての考え方
	下位レベルの 施策									
情報通信(ICT政策)		国際放送の強化			映像国際放送の充実	P	外国人向け映像国際放送の充実	25年度	我が国の対外情報発信力を強化するため、平成21年2月から新たな外国人向け映像国際放送を開始するところである。 平成20年4月に施行した放送法では、同法附則第12条により「施行後5年を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」との規定に基づくものである。	委託協会国際放送の実施状況 調査研究の結果の政策への反映状況